

佐賀県規則第16号

九年庵の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、九年庵設置条例（令和7年佐賀県条例第2号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、九年庵の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園日)

第2条 九年庵の開園日は、4月下旬から5月上旬まで及び11月中旬から12月上旬までの間において、知事がそれぞれ別に定める日とする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

(開園時間)

第3条 九年庵の開園時間は、午前8時から午後5時までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

(使用の申込み)

第4条 条例第6条の規定により施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、使用しようとする日の14日前までに使用の申込みをしなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(施設使用料の減免)

第5条 条例第8条第2項の規定により減額又は免除をする施設使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第8条第2項第1号に該当する場合 当該施設使用料の100分の50に相当する額に、施設使用者のうちに条例第8条第1項第1号及び第2号に該当する者の占める割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）を乗じた額

(2) 条例第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合 当該施設使用料の全額

2 条例第8条第2項の規定により施設使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設を使用しようとする日の7日前までに九年庵施設使用料減免申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(入園の制限等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入園を禁じ、又は退園させることができる。

(1) 秩序を乱すおそれがあると認める者

(2) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある者

(3) その他管理上適当でないと認める者

2 知事は、条例第10条各号に掲げる行為を行った者を退園させることができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、九年庵の施設を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その状況を知事に直ちに報告するとともに、速やかにその損害を賠償し、又は当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による申込み及び第5条第2項の規定による申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

九年庵施設使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 郵便番号
住所
（団体にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名
（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

責任者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、施設使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

使 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで		
使 用 す る 施 設			
使 用 目 的 （行 事 の 名 称 等）			
減 額 免 除 を 申 請 す る 理 由			
施 設 使 用 料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
	円	円	円

※ 条例第8条第2項第1号に該当する場合は、その旨を証明する手帳等の写しを添付すること。

様式第2号（第6条関係）

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 郵便番号
住所
（団体にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名
（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

責任者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

記

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
還付を受けようとする理由	
還付を受けようとする金額	金 円
備 考	

※ 観覧又は使用に係る領収書の写しを添付すること。